

平成 28 年台風災害の対応

岩手県の取組

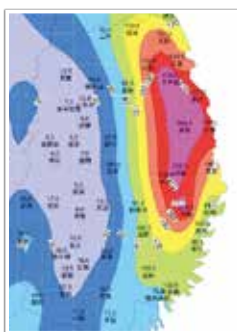
岩手県総務部総合防災室

この度の災害でお亡くなりになられた方々に対して、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。

1 台風第 10 号の概要

平成 28 年 8 月 30 日 18 時前に、台風第 10 号は観測史上例のないコースを取り岩手県に上陸しました。

岩泉町では 24 時間で 248 mm の雨が降り、沿岸各地で洪水や土砂災害が発生し、死者 20 名、行方不明者 3 名、住家被害約 4,300 棟、被害総額約 1,450 億円の被害が生じました（平成 28 年 11 月 7 日現在）。



気象庁HPからの引用



岩泉町乙茂地区「楽ん楽ん」平成 28 年 9 月 5 日 15 時

2 台風上陸までの県の対応

岩手県では、台風の接近にともない体制を強化して 8 月 30 日 12 時には災害対策本部を立ち上げるとともに、各市町村に対して早期の避難所設置と避難勧告を促す旨の通知を発出しました。

また各地方支部等から県のリエゾン（連絡員）を市町村に派遣し、万が一の場合に備えて連絡体制を確立しました。

災害が発生する前に、災害対策本部を設置したり、リエゾンを派遣することは本県の過去の災害対応において前例がなく、県としては、最大級の警戒体制で台風第 10 号に対応しました。

また本年 4 月から運用を開始した災害情報システムにより、県、市町村及び防災関係機関が災害情報を共有できるようになったことと、市町村が本システムを使用しアラートによりマスコミを通じて、迅速に避難勧告等や避難所開設情報等を住民に伝達できるような体制を整えていました。

8 月 30 日 14 時頃から強風のため、県内各地で停電が発生しました。15 時頃には、屋根が飛ばされたり、倒木が道路を閉塞するなどして各地で通行止めとなるなど、被害がではじめました。

台風第 10 号は、18 時前、大船渡市付近に上陸しました。

3 人命救助、捜索活動等

この台風により県内各地で大きな被害が生じましたが、ここでは主に岩泉町での対応について述べていきます。

21 時、岩泉町から県に自衛隊に対する災害派遣要請が行われ、県は速やかに自衛隊に対して派遣要請を行いました。

普段は盛岡から岩泉へは国道 455 号を使用し、2 時間 30 分ほどで行くことができますが、今回は岩泉町に至る経路が各地で寸断され、岩泉町に到達するまで約 10 時間もかかることになりました。

また日の出とともに、警察、消防、自衛隊等のヘリが被災地に前進し、まず警察ヘリが各地の被害状況を映像で伝達してきました。予想以上の浸水や道路が寸断されていることがわかり、5 時 30 分、消防庁へ広域消防応援を要請しました。

6 時 17 分に自衛隊ヘリが川の中の木につかまっている人の救助や介護老人保健施設から入

所者を搬送するなど、各地で救助や捜索活動が始まりました。

岩泉町は町とはいえ、東京 23 区の約 1.5 倍の面積があり、山間部に点在する集落を細い道路が結んでいます。この道路が大雨による洪水や土砂崩れにより各地で寸断され多くの地域が孤立しました。

このため最大時 30 機によるヘリの救助や捜索が重要な役割を果たし、人や物資の輸送に加え、自衛隊では偵察用のバイクを孤立地域に空輸することにより、孤立地域内での安否確認や集落への物資輸送などに効果を発揮しました。

4 新たな危機への対処

9月3日には、台風第12号及び第13号が接近し、更なる降雨等により孤立地域の危険性が增大するという情報が気象台から連絡され、孤立地域の住民を避難させることし、岩泉町は孤立地域全域に避難指示を発令しました。

孤立地域からの避難にあたり、ヘリが飛行可能な9月4～5日に約800人を安全な地域に避難させる輸送計画を作成しました。

県としても、町内での避難所が不足する場合も踏まえて、近傍の市町村に避難所の準備を要請し、移動のためのバスを手配しました。

9月4日は約140名をヘリにより避難させました。5日も約140名の避難を予定していましたが、3名の避難にとどまりました。これは酪農を営んでいる住民が、牛を見捨てて避難することを選択できないことや、台風が熱帯低気圧に変わり予想していたほどの悪天候とはならなかったことが原因と考えられます。この結果、多くの人が孤立地域に残ることとなりました。

5 孤立地域の解消に向けて

今回の災害では、被災が広範囲に及んだため、孤立解消に向けた道路啓開作業について、県土整備部に加え、国土交通省にも支援を要請し、実施しました。啓開をすすめるにあたり、国土交通省のTEC-FORCEによるドローンなどを活用し、被災状況の把握と復旧時期の検討を行いました。当初の見込みでは、復旧に数か月かかる地域もありました。

このため、作業班を増やすなど体制を強化し

啓開作業を進めた結果、最終的には、当初の見込みを大幅に短縮した9月19日には、すべての孤立地域が解消しました。

6 後方支援の実施

県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえて岩手県広域防災拠点配置計画を定め、県内5箇所の広域防災拠点に、食料、生活必需品の備蓄を始めていました。このため発災当初の被災地への後方支援については、備蓄していたアルファ米、飲料水、毛布、携帯トイレなどを被災市町村に迅速に供給することができました。

7 岩泉町との連携

9月2日には、部長級の職員を本部長として岩泉町に現地災害対策本部を設置し、7名の職員を配置するとともに、約1か月間、岩泉町との連携にあたりました。

この結果、県、町、防災関係機関の間の意思疎通が円滑となり災害対応においても復旧段階においても効果的な対応を行うことができました。

8 最後に

発災直後から、国からのリエゾン、警察、消防、自衛隊、海保などを始め各自自治体から御協力を頂きましたことに感謝申し上げます。

台風第10号をはじめ、近年気候変動によるものと考えられる、経験したことのないような集中豪雨などにより、従来安全であると考えられてきた地域や場所でも大きな被害が発生していることから、今後同じような風水害が発生しても、命を守り被害を軽減させるための防災体制を整備していく必要があるものと考えています。

こうした状況を踏まえ、現在の防災体制の課題や対応などについて検討するため、岩手県防災会議幹事会議に、地域防災体制分科会、社会福祉施設等防災分科会、河川・土砂災害防災分科会の三つの分科会を設けたところであり、今後、地域防災計画を見直すなど地域防災力の強化につなげて参ります。

最後になりますが、被災地の復興に向けて引き続き皆様の御支援をお願いします。